

船舶事故調査報告書

平成30年1月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成29年7月28日 12時15分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市九島東方沖 宇和島港 戎山防波堤灯台から真方位308° 1,000m付近 （概位 北緯33° 13.9′ 東経132° 32.1′）
事故の概要	漁船住吉丸は、航行中、火災が発生した。 住吉丸は、甲板及び機関室に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成29年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 住吉丸、4.2トン EH3-81973（漁船登録番号）、個人所有 9.49m（Lr）×2.81m×1.07m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和58年10月4日
乗組員等に関する情報	船長 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年4月8日 免許証交付日 平成27年5月15日 （平成32年5月14日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	甲板及び機関室に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好、気温 約33℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、九島北西方沖に設置した生け簀の揚網等の目的で、宇和島市宇和島港の係留場所から出発した。 本船は、生け簀の揚網作業を終えた後、船長が潮の状況を確認しようと思い、平成29年7月28日11時30分ごろ生け簀の設置場所を出発して九島を反時計回りに航行を開始した。 本船は、主機を回転数毎分約1,000にかけて九島南西方沖を南東進中、11時40分ごろ「機関室囲いに取り付けられた煙突の取付

	<p>部’（以下「煙突取付部」という。）周辺から煙が出てきた。</p> <p>本船は、船長が、発煙を認めて直ちに主機を停止した後、僚船に救援を依頼し、来援した僚船に横抱きされて宇和島市大浦所在の修理会社に向かった。</p> <p>本船は、12時00分ごろ、修理会社の棧橋に着き、煙が出てきた煙突取付部周辺に水をかけたところ、発煙がなくなったので、12時10分ごろ、生け簀の設置場所に向けて修理会社の棧橋を再び出発し、九島東方沖を北西進中、12時15分ごろ煙突取付部から炎が発生した。</p> <p>船長は、船舶所有者及び海上保安庁に本事故の発生を通報し、また、僚船に救助を要請し、来援した僚船に移乗した。</p> <p>本船は、来援した巡視船等により消火作業が行われ、17時00分ごろ鎮火した後、僚船に横抱きされて修理会社の棧橋に着いた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、自らが所有する船の修理を修理会社に依頼しており、その間、代わりの船として、7月23日ごろ本船を借り受けた。</p> <p>船長は、本船を借り受けて以降、毎日、係留場所を出発して生け簀に向かい、その後、潮の状況を確認しながら九島を約2周巡回して係留場所に戻っていたが、本事故が発生するまで機器類に異常を認めていなかった。</p> <p>本船は、船長が本事故の約5日前から初めて使用したものであり、機関室の機器類の整備状況について、明らかにすることはできなかった。</p> <p>消防本部担当者によれば、本事故後、煙突を陸揚げして調査した結果、煙突取付部に加工しやすい木材が使用されており、排気管に長さ約130mmの亀裂及び煙突取付部に炭化した状態の木材が、それぞれ認められた。</p> <p>本船は、機関室及び操舵室が激しく焼損していた。</p> <p>（写真1～4 参照）</p> <div data-bbox="715 1585 1407 1975" data-label="Image"> </div> <p>写真1 煙突（消防本部提供）</p>



写真2 排気管亀裂部（消防本部提供）

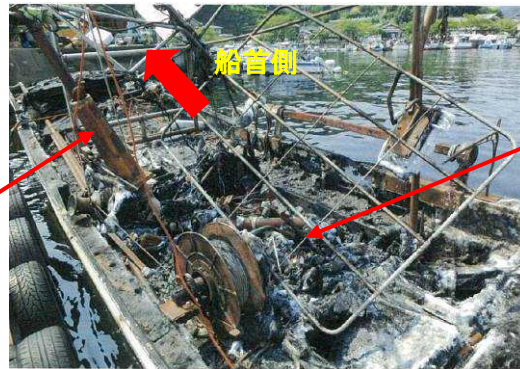


写真3 焼損状況（船首側）



写真4 焼損状況（船尾側）

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
あり
なし

本船は、九島東方沖を北西進中、主機の排気ガスが排気管の亀裂部から漏えいした状態で主機の運転が続けられたことから、高温の排気ガスが煙突取付部の木材と接触して出火したものと考えられる。

本船は、排気管が長期間使用されたことによる経年劣化で亀裂が生じ、排気ガスが漏えいした可能性があると考えられる。

本船は、加工が容易であったことから、煙突取付部に木材が使用されたものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、九島東方沖を北西進中、主機の排気ガスが排気管の亀裂部から漏えいした状態で主機の運転が続けられたため、高温

	<p>の排気ガスが煙突取付部の木材と接触して出火したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高温と接触する可能性のある部分に木材を使用しないこと。 ・ 排気管からの排気ガスの漏えいに注意するとともに、定期的に排気管の点検を行うこと。 ・ 発煙を認めて初期消火作業を行った場合、完全に鎮火したことを確認すること。 ・ 機関室には、火災探知装置を設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

